

金澤文庫本春秋經傳集解における

平安初期漢籍訓讀語の残存

小林 芳 規

一、はしがき

平安初期の漢文訓讀語の実態は、春日政治博士の開拓によって、今日私どもは、その大半を知ることができ、所が、それは仏典に基づく訓法だけであって、漢籍の平安初期訓讀語については、資料が現存しないことが原因となって、全く不明とされている。従って例えば、日本書紀・古事記や風土記・万葉集の題詞など上代漢文の訓法の解明は、仏典の訓法と直ちに結びつけることに飛躍があるうことを恐れて、訓讀語研究

の幾多の成果を十分に活用していない現状なのである。もし漢籍の平安初期の訓讀語が解明されるならば、上代漢文における漢籍の影響関係の大なること、構文等の近似において、上代漢文訓讀語の解明の緒も開けるであろう。又、漢文訓讀史上、所謂博士家訓讀の成立事情の究明も可能となる。小稿は、右の如く従来不明とされた、平安初期漢籍の訓讀語について、それがかつて存し、現に残存していることを、書陵部蔵金澤文庫本春秋經傳集解三十軸を資料として報告しようとするものである。

二、金澤文庫本の奥書に見

える平安初期訓點

金沢文庫本春秋經傳集解三十軸中、卷二十五の奥書

中に、次の如く平安初期天長九年加點の記事が存する。

(傍点筆者)

本與云「弘長三年(一一六三)十二月十七日以家

説「奉授越州使君尊閤了」前參河守清原班へ教隆

」

本與云「古本與云」久壽三年(一一五六)三月廿

七日酉刻以或古本見「合畢」件書與云

凡直根繼」以天長九年(八三二)七月九日講

讀畢(以下三行割注)苅田直講「尊尚復件毫用墨

點也」

新本與云(治承三年(一一七九)六月晦日に頼業が

子の良業に授けた由の記事以下、元暦元年(一

一八四)良業が御説を重ねて奉授し、建保二年

(一一二一四)良業の兄、仲隆から一子仲宣に傳

授、貞応三年(一一二四)に同じく仲光(教隆)

に傳授の記事あり。

この書は、右に続く奥書に、

文永五年(一一六八)十月十日、以外記大夫本一

校畢」

本與云「正元々年(一一五九)五月十四日、書

寫畢 筑州別駕在判」

同年同月廿四日、以家秘本手身校點畢 筑後介

直隆」 余與書同前

文永六年八月廿三日、以家之秘説授申越州二郎才

子了」

(直隆)」

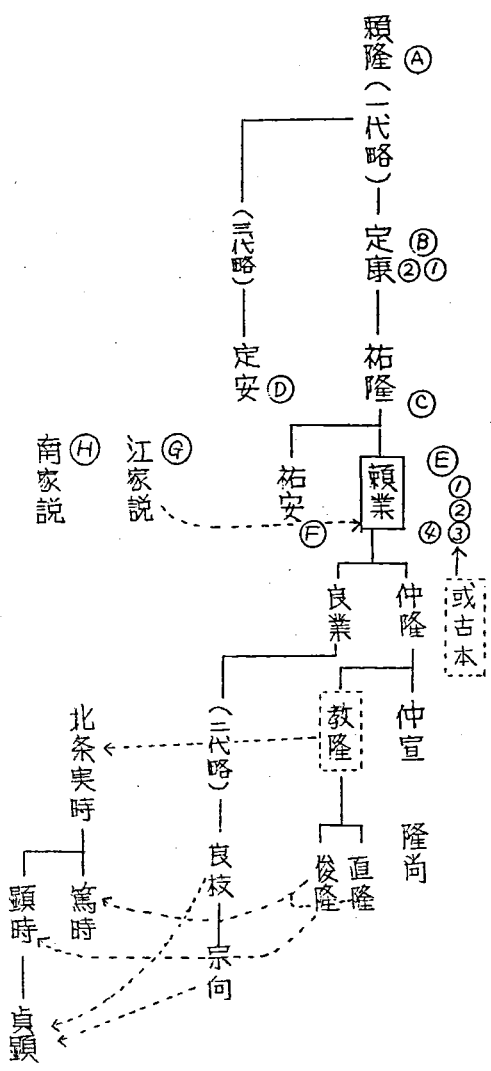
とあることから窺われる如く、北条実時の子越州二

郎篤時が、清原教隆の子の直隆、および(別卷與書に

よれば)俊隆から傳授される時に書写・加點したもの

が主となっている^(注1)。そのもととなったのは、教隆が北条実時に授けた清原家系代相伝の秘説で、その秘説は教隆の祖父に当る頼業が樹立した左氏学の訓説を忠実に移し伝えたものである。この争情は、本書の全巻巻末に誌された詳細な奥書によって知られ、又既に諸先輩の明らかにされた所である^(注2)。従って小稿ではそれら

は省略し関係争項に焦点をあてることにする。
 頼業が春秋経傳集解の訓説樹立に当って関係のあつたと考えられる説は、本書の奥書および表書等によれば次の如く①②③④⑤⑥⑦⑧が挙げられる。先ず参考までに清原家の関係者を図示する。



④ 頼隆 (博士、天喜元(一〇五三)年七月廿八日

歿七十五歳) [尊卑分脈による、以下同]

卷五裏書「輔車」
ッラカマチ、ッラキホネ、ッラヲトカヒ

正義意」の訓について「此訓吉備大臣説云々、

時棟難之、頼隆答之如正義又者頗非此訓意故」

⑤ 定康 (上総介、直講、天永四年(一一一三)正

月四日歿七十二歳)

① 本奥云「延久五(一〇七三)・四・十七・點了

(卷七奥書)

② 応徳甲子(元年一〇八四)霜月廿六日讀畢(

卷十九奥書)

甲子之歳

(右傍「上総殿」御筆」とあり)霜月廿四日讀合畢

(卷十八奥書)

③ 祐隆 (音博士、直講、康治二年(一一四三)十

二・十九歿六十四歳)

保延五年(一一三九)五月十八日受庭訓了

頼業」(前行二)

點了 頼業」(岩崎本卷十奥

書)

④ 定安 (博士定俊の子)

家本云、之廟二字衍字也清本永範本同之、定

安本無衍字(卷十八裏書)

⑤ 頼業 (直講、高倉院侍讀、文治五年(一一八九)

閏四月十四日歿、六十八歳)

① 保延六年(一一四五)正月十九日辰刻、重合

摺本畢(卷十六奥書)

保延六年正月廿日、重校摺本了(卷十七奥書)

保延六・正・廿、重合此字不存朝之摺本畢 頼一(

卷十八奥書)

保延六年正月廿一日、見合合虛本畢、干時雨涼

マ 東市正頼一(卷十九奥書)

保延六年二月七日夜刻、向殘燈台摺本了(略)

干時年十八 東市正清原頼一茶(卷三十奥書)

② 仁平三年(一一五一)閏十二月十六日亥刻、

以或本正義勘合了在判

(卷十六奥書)

仁平三年後十二月廿四日卯刻、覆勘了在御判

(卷十七與書)

仁平四年正月十日申刻、以或本并正義讀合畢

直請在御判 (卷十八與書)

仁平四年正月辰刻、讀請了 直請在判 賴業(

卷十九與書)

仁平四年三月十九日酉刻、重讀合了、自去年

五月初讀之(略)朝散大夫国子学都講防州別

駕清原在御判 (卷三十與書)

③ 久壽二年(一一五五)八月廿日巳刻、校合或

本畢在御判 (卷十六與書)

久壽二年九月八日戌刻、見合或本早(卷十七

與書)

久壽二年九月廿四日辰刻、見合或本畢(卷十

八與書)

久寸二年十月十三日戌刻、以或古本見合了在

判賴業 (卷十九與書)

久壽三年三月廿七日酉刻、以或古本見合畢、

修書與云、

凡直根繼以天長九年七月九日講讀畢(略)

(卷二十五與書、前出)

保元々年(一一五六)五月廿一日卯刻、重以

或古本見合了、凡一部卅軸、同所比較也、其

中或有古説、或有新箋、從善兼謬、唯取合意

耳(卷三十與書)

④ 治承四年(一一八〇)六月廿六日、中比較

家本了、干時在攝州新都大外史在御判 (卷六

與書)

治承四年九月廿六日朝、重見合家本了、干時

及治籠居 大外記在判 (卷十五與書)

治承四年十月廿八日、重見合家本了、干時在

攝州新都在御判 (卷十七與書)

治承四年仲冬十日、於攝州重見合家本畢、干

時尙東兵起(略)大外史在御判 (卷十八與書)

治承五年正月廿三日晡時、校合家本了 在御

判祖父大外記殿 (卷二十與書)

⑤ 祐安(音博士、造酒正、頼業の弟)

應保二年(一一六一)八月十六日、以秘本祖

校合了 良醞令祐安(卷十五與書)

長寛二年(一一六四)四月十三日、以證本校

合畢 造酒正清原祐安(卷十八與書)

⑥ 大江家説

卷一裏書「キロフシ為魯夫人江家説又如此とあ
タシラフシ江説叶正菴」

り、その他、本文中、諸所に「江」の注記あ

り、卷七その他に爛脱の説の存するのも大江

家訓と関係があるう。又前掲の所引の「證本」も江家於三平屋、
新橋頭歌に江野縁とある人物である。

⑦ 藤原南家説

家本云、之廟二字衍字也、清本永乾、本同之

定安本無衍字(卷十八裏書)

右によれば、「天長九年七月九日講讀畢」の訓讀は、

頼業が参勤した語訓説の一で、E⑤に含まれることが

分る。かつそれは「以或古本見合畢」の「或古本」に

当り、卷十九の「久寸(壽)二年十月十三日戌刻、以

或古本見合了在判頼業」の「或古本」も、又、卷三十

の「保元々年(久壽三年)五月廿一日卯刻、重以或古

本見合了」も同一の「天長九年講讀」本であったと見

られる。「久壽二年」の文字は卷十六・十七・十八の

裏書にも見え、そこには「或本」を「校合」「見合」

畢とある。卷十六から卷十七に至る所要日数は十七・

八日、卷十八も十六・七日向、卷十九の或古本が同一

とすれば「十月十三日」まで十九日向で各巻はほ同日

数を要している。この割合で二十・二十一・二十二・

二十三・二十四の五巻を畢えて卷二十五に至ると凡そ

「久壽三年三月廿七日」頃となり、更に三巻を畢えて

卷三十に至るのは「五月廿一日」頃とならう。さすれば

ば卷十六・十七・十八の「或本」とは「或古本」と同

一物と考えられる。又三史、次書で送る如く、三史

初期訓讀語は単に卷二十五だけではなく他の卷からも指摘できる。従って、天長九年の誦讀の訓説は他巻にも採られていることが知られる。

さて、或古本の識語には天長九年七月九日に凡直根継が誦讀畢とある。この「凡直根継」は直講、讃岐国出自の苅田種継であることが分った。苅田種継は天長八年八月十日に直講として天皇の御前での論義に侍している。類聚國史廿一、帝王十二天皇行幸下の同日の条に次の如く見える。

天皇幸_ニ神泉苑_一、召_ニ阿波守正五位下善道宿祢真貞、主税頭從五位下安野宿祢真継、直講苅田種継等_一、令_ニ論義_一、推_ニ真貞_一為_ニ座首_一、論_ニ傳義_一、推_ニ真継_一為_ニ座首_一、論_ニ三礼義_一。

種継を根継と称する事については、次の記事で知られる。

前周防守從五位上紀朝臣安雄卒、安雄者左京人、助教從五位下種継之子也、仁明天皇深好_ニ經術_一、

引_ニ儒士_一、於_ニ御前_一論難、于時御船宿祢氏主為_ニ大学博士_一、種継為_ニ助教_一、天皇喚_ニ兩人_一、令_ニ論_一經義、氏主執_レ礼、種継等_レ傳、難擊往復、遂無_ニ折角_一、當_ニ此之時_一、膺_ニ力之士左近衛阿刀根継、右近衛伴氏長、並相撲最手、天下無双、帝号_ニ氏主_一為_ニ氏長_一、種継為_ニ根継_一、以_ニ戲之_一、安雄父本姓苅田首、讃岐國人、至_ニ于安雄_一、賜_ニ姓紀朝臣_一、為_ニ京兆人_一、

(三代夷録、仁和二年、五月二十八日条)

即ち助教種継が当時の博士御船氏主と御前で經義を論争した折、遂に折角する所が無かったので、時の天下無双の相撲の最手、伴氏長と阿刀根継とに擬して戲に氏主を「氏長」とし、種継を「根継」と号したという。「凡直」が種継の出自たる讃岐の直であることは次で知られる。

讃岐国寒川郡人正六位上凡直千継等言、千継等先星直、諛語田朝庭(敏達)御世、継國造之業管所部之課、於是因_レ官命_レ氏、賜_ニ紗坂大押直之姓_一、而更

午年之籍改ニ大押字、仍注「凡直是以星直之裔、或為「讀岐直」或為「凡直」

(続紀・延暦十年九月十九日条)

さすれば、卷二十五の識語の天長九年講讀の凡直根継は、天長八年に直講であつた苧田種継と見られる。

彼の識語の下の割注に「苧田直講等(「兼」の誤か)尚復」とあるのはその一証である。

苧田氏は、種継の子安雄の言によれば武内宿祢の裔という。

左京人從五位下行直講苧田首安雄賜姓紀朝臣、安雄自言・武内宿祢之裔也。

(三代実録・貞観九年十一月廿日条)

安雄に至つてその功により紀姓を賜つた(右引例、および三代実録・仁和二・五・二八)。しかし、清原氏との関係は未勘である。

卷二十五の「天長九年云々」の記事が、史料に徴して信じてゐるものとするれば、春秋経傳集解なる漢籍の訓

讀語が既に平安初期に存した証となる。(前掲の卷五裏書の「輔車」の訓に「此訓吉備大臣説云々」とある記事によれば、更に奈良時代にまで溯る可能性があるが、この方は別に証を得て論じたいと思つ。又、卷二十五識語の割注「件毫用墨點也」は博士家のヲコト點法と関連して興味ある向題であるが、ここでは闕れない)

(ま)但し、卷十四・十五・二十三・二十六の四巻は寫時の弟、頸時が俊隆から傳授される時に、俊隆本を寫したものである。しかしその訓説は他巻と同じ出自であることはその與書でも知られる。例えば、卷二十六與に次の如くある。

文永二年正月十一日、以清參州(教隆)文本字點了」

書本與云「本與云」養和元年(一一八一)七月廿六日、授良別駕了在印判

元暦元年(一一八四)五月廿九日、重受御説

了 主水正良業」

建保二年（一一二一—四）九月十六日、授家説於

仲宣 散班 在御判」

正元々年（一一二五—九）六月六日、書寫了

筑州別駕 在判」

同年同月十五日、以累代之秘説手身校點了

筑後介直隆」

弘安元年（一一七六—八）六月三日、以家説奉授越

後左近大夫將監尊閑畢」

音博士清原（花押）（俊隆）」

（注）本書の與書については、「鎌倉室町時代儒教」お

よび「圖書寮典籍解題・漢籍篇」（二三三—三四

へ）に全文があり、解説・研究には、「左氏令箋」

「古文旧書考」「金沢文庫の研究」および最近で

は鎌田正博士「旧鈔卷子本春秋經傳集解に於ける

頼業の訓説とその伝授について」（書陵部紀要八

号、昭和三十二年三月）、「清原家に於ける左伝

の伝授とその学向について」（漢文教室二九号）

の全與書を踏まえての詳細な論考がある。

又、訓點資料としては、既に沿革史料に紹介され

吉沢義則博士「王朝時代に於ける博士家使用ヲコ

ト點譜」（国語説鈴）に卷七・十八の與書が抄出

されており、中田祝夫博士「古點本の国語学的研

究総論篇」にも與書を主とした考察がある。但し

天長九年加點については言及されていない。山田

孝雄博士は、岩崎本春秋經傳集解卷十複製本解説

において、天長九年加點識語の存することを指摘

されている。しかし具体的には何ら示されなかつ

た。

三、金澤文庫本に存する平安

初期の訓讀語

金澤文庫本春秋經傳集解に天長九年訓讀の墨點があ

ったという與書の記争を、具体的な訓讀語の内容の上

から証しようというのが本節の意図である。これに採った方法は、今日漸次解明されつつある訓讀史の知識に基づいた。即ち、平安初期仏典の訓法は、平安中期以降のその訓法と著しい相違の存することが個別的に三・四の項目について報告されている。これに基づいて、金澤文庫本春秋經傳集解中から、①平安中期以後に現存する漢籍の訓法に一般に見られず、かつ

②平安初期仏典の訓法に見出されるものと同じ語を抽出した。これを(1)讀添語、(2)助字の訓法、(3)副詞の呼応、(4)傍訓の四類に分けて論ずる。(訓讀史考察上の處理方法としてこの四分類をした意義については拙稿「漢文訓讀史研究の試論」を参照されたい)

1. 讀添語

原漢文には該当する文字がなく、訓讀に當って添えられた単語(助詞・助動詞・形式用語・形式体言)は、平安初期と中期以降とでは著しく相違が見られる。その相違は、平安初期に用いられた讀添語が中期以降

には(1)一般に用いられなくなったもの、(2)活用形が変更したもの、(3)用法が狭くなったものが挙げられる。

(1) 平安中期以降は一般に用いられなくなったもので、金澤文庫本には見える讀添語に、「イ」「サヘダニモ」「モガ」「ヌカ」「ラシ」「ケラシ」「ナラシ」「ラム」「ケム」「ケリ」「メリ」がある。

「イ」助詞「イ」が三十五例程拾えた。いずれも連体形の下についた例のみで、次の第一例の如く「殺ス」と「殺ス」に対する別訓たる「古説」と明示し、或いは第四例の如く、「トスル」に対する別訓として上欄に「スルイ」と示す例もある。(上欄の注記には古訓法が多い)

○陳逆・殺引ス・人ヲ逢フ之ヲ (卷三十)

○鄭人・ト宛射トニ犬ヲ吉ナリ (卷十七)

○將ニシテ侵ム齊ヲ與ニ齊ノ師遇ス (卷十二)

。公・ト^{スレ}使^セ王墨^モ以^テ豊姑^ヒ銜^ヒ率^キ吉^{ナリ}（上^{スレ}イ）
（卷二十二）

。右宰殺・伐^シ孫子氏^シ不^レ克^ク伯國^ク傷^ム（卷十八）

その他、「追^フ（卷九）」「逐^ク（卷十八）」「將^ル（卷

十三）」「訟^ス（卷十二）」「伐^ス（卷十八・三十）」「

圍^ム（卷二十八・三例）」「請^フ（卷二十五）」「使^ス（卷九

2例）」「使^ス（卷二十八）」「將^ル（卷七・十二・十

八・三十）」「欲^ス（卷三十）」「救^フ鄭^ノ（卷九）」「

攻^ム（卷二十五）」「戰^フ（卷二十八・2例）」「飲^ム（卷

二十・二十二・二十五）」「ト^ス（卷六・十七・二十

七・二十九・三十）」「見^ル（卷十二）」「求^ム（

卷十三）」がある。右の「イ」が異訓の意を示す「イ」

ではないことは、(ii)右例のようにすべて連体形につく

「イ」の用法のみで、他の語に付いた例がない。(iii)異

訓を示すのは本書では「或説」「或古説」「古説」「一

説」「江」などを付すか或いは無注記のまま別訓を並

記するのみである。(iii)「殺^ス（古説）」の注記からみて「コ

ロスイ」が古い訓法であることが知られる。の三点か

ら証しうる。助詞「イ」が平安初期訓点資料にはすべ

てに広く用いられたが、平安中期以後になると一般に

は用いられなくなったこと。および平安中期以後に稀

に存するのは唯識・因明などの書で、所用ヲコト点の

系統から見ると法相・律・三論など伝統の古い宗派の

書物に見られるが、それは平安初期訓法が残ったもの

であることは既に述べた所である。「助詞イの残存」

平安時代の使用者と用法」東洋大学紀要13、昭和34・

5月）。さすれば、右の春秋經傳集解の「イ」は平安

初期訓讀を、連体形の下につく用法に限って傳存した

ものと見られる。

「イ」が平安初期以前の語であることは積極的に証

明済なのであるが、「サヘダニモ」以下「メリ」に至

る諸語もへ個々の証明を俟つべきである。一 本稿では

紙数の都合で省く。一 から消極的ではあるが訓讀史上

平安初期語と認めることができる語である。

「サヘタニモ」 次の例がある。

。子猫・為高タカ氏の後。粟五千度コト（上編「古説」コト）

（卷二十五）

「サヘ」「ダニ」「モ」の複合語は平安中期以後訓讀語には例を見ないものであるから、上欄に「古説」として挙げてあるのは、平安初期の訓を伝えたものであろう。

「モガ」「ヌカ」

。舒オモルニシテ「而」テ脱々タラシカ「兮」ヲ無ム感カ我悦レ

。「兮」ヲ無ム使シ使シ犬イヌ「也」ハ吠ヘ（卷二十）

共に願望の意を表わす讀添語として用いられている。「モガ」「ヌカ」共に上代の文献に見える語である。我が命も長く母鵝ハシといひし工匠テはや（雄略紀）

あしひきの山は無く毛我モガ（万葉十八・四〇七六）
吾命も常有トコ奴可ヌカ昔見コトし象ゾウの小河コガを行きて見む為タメ（

万葉三・三三二）

「モガ」単独の用法は「あゆひ抄」願屬に「何もが」は上つ代によめり・中頃（九八五—一〇五七）よりは見えぬ。さて上つ代には「何もがも」とのみよめるを中昔より後、「何もがな」とよむなり」とあり、平安朝文法史にも、「単にがといふは稀になりぬ」（四三九）とある如く、上代および平安初期（東大寺諷誦文にもある）の語で、古今集や後撰集の「もが」の用法は、「く」「高けむ」「を…み」「なれや」と同じく上代の語が歌語として残ったものであろう。訓點にも平安中期以後は管見に入らないから、右の「無クモガ」は平安初期の訓法を残存したものと見られる。（同類の例として、「てしか」が山田嘉造氏蔵法華經方便品平安初期點に、

掌テ合セ（せ）テ敬心を以て具足の道を開ヒ（たまへ）
てしか

(ム)とトオモヘリトマス 欲ふとマウス

と見えているから、「もが」「しか」および次の「ぬか」の如き説添語が、平安初期訓點には用いられることがあつたのであろう。

「又カ」については「漢文訓讀史から見た打消の訓法」(文学論藻十九、昭和三六年三月)に觸れた如く、平安中期以後訓點では一般には用いられなく、唯「毛詩」の訓に「苗を食マヌカ」(群書治要卷三建長點)の外、古文孝經の序に「庶は後の學者、正一誼之在ルコト有ルを規」(猿投神社本建久六年点、仁治本・建治本・弘安本も、書陵部蔵元徳二年写本も同)とを見るのみである。いづれも經書であつて、平安初期の訓が残つたものと思つ。

「ラシ」「ケラシ」「ナラシ」

○蓋取カケテ此コノ宮甲ミヤカウ「也」(卷ハ)

○疑ウタガハシ大夫師ダイフシ「也」(卷七)

○別ヒナカ立タテ宮ミヤ「也」(卷一)

○弓ユミ一ヒト矢百ヤヒヤク「則」矢千ヤチ「弓十」ユミト (卷七)

「ラシ」も上代文献に見える語で、「平安中期以後は、和歌に於てはらむに圧倒せられ、散文に於ては、新進のめりに勢を奪はれ、らしは甚しく衰頽した」(助動詞の研究)とされる。訓點においても、平安初期點の二例が知られる程度である。(西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究二五〇ペ)

身心に充遍して歡喜を生ず・當に殊勝の諸の功德を獲むとすラシ。

「於」四方を顧み視ルに、猛キ火の同遍せるが如クあるラシ。

さすれば、卷ハの「取ルラシ」も平安初期訓法を傳えたものと見られる。

「ケラシ」「ナラシ」も上代文献に見える語である。

この獄にひれ振り家良之松浦佐用姫(万葉五・ハ

七三)

豊の年しるすと奈良思雪のふれるは(万葉十七・

三九二五)

訓点では、博士家の点本に稀に見える(築島裕「平安時代の漢文訓読語につきての研究」)

蓋謙辞アタシケの辞ナラシ。(猿投神社蔵古文孝経建久点)

嘆イハレ人イハレ澹イハレ我ワ。(世俗諺文古点、「毛詩笺」の引用)

これらも平安初期訓讀が博士家點において残存したと見ると、その稀存の理由も解けると思ふのである。春秋經傳集解には「蓋」と呼応した例は極めて多い。但し、確かな根拠に基づく推量とされる「らし」が、「疑ラク」「蓋し」に応じて用いられるのは不審のようであるが、「ラシ」が疑問語に應じないというのは平安時代の固定用法に基くもので、上代には「今日もかも酒漬く良斯(雄略記)」「諾しかも蘇我の子らを大君の侯はす羅志枳(推古紀)」と疑向の意に應じたらしい

から、むしろ古い時代のその用法に通ずるものであらう。

「ラム」「ケム」

。鄧ナケイテ舅ノ嘆ソケスリ日主ノ祿ツケスリ盡タラシ矣。(卷三)

。其將ニ聚メ而テ殲フクケトスリト旃ヲ矣(卷十八)

。城ノ上ニ有リ鳥ヲ齊ニ師ハ其ヲ遁スリ(卷十六)

。封ト曰ク許シ君ニ(卷二十一)

「ラム」は右の外に尚八例が見付かった。「ケム」の例は次である。

。車オカラコナリ・菴アツマリ澤サハ・人ヒト必カナラ瘁シ宜ムヘテリ(卷十八)

「ラム」「ケム」共に訓読語には例の少い語であることは春日博士・築島博士の説かれる通である。それでも平安初期訓點には屢々見られる。

我も今疑(は)クは弟は其の身を捨(てつ)ラセ(最時王経平安初期点一九二ノ一四)

彼レ比レ相ひ順從(す)ラむトキニ、方求仏舍利(一三ノ九)

清且見て皮の上に眠し又ラムカと畏ル(小川本願)

経四分律平安初期点)

大坪博士によれば願経四分律平安初期点には「ラム」が比較的多く、かつ「ツラム」「ヌラム」の形が多いという。

春秋経傳集解でもこの形で多く用いられている。平安初期の「ケム」は次の如くである。

我が先に夢みたる悪(し)き徴しあり、必ず當に愛子(を)ば失(ひ)てケむ(最勝王經平安初期点一九七ノ七)

亦過去の諸の大菩薩の菩提の行を修(し)ケむ(同四五ノハ)

平安中期以後には日本書紀・遊仙窟・文集など特殊の資料に偏り、一般點本には例が少なく、全資料數に對する「ラム」「ケム」の用例數は極めて少ない比率である。春秋経傳集解の「ラム」「ケム」は従つて必ずしも平安初期訓法の積極的証拠とはなり難いが、十

余例も見られるのは、消極的な証と考えてよいのではないか。

「ケリ」「ケリ」は次の例の他に二例がある。

○謂(マ)ニ公子(ニ)曰(リ)子(有)リケリ(マ) 四一方之志。其ノ肉(ク)「之」

者(を) 吾(を) 毀(ツ) 「之矣」(卷六)

○叔孫穆子曰・楚の公子、美(キ)ケリ「矣」居(カ)哉(ナト云)

(卷二十)

「ケリ」は平安初期點本には例が多く(最勝王經古点・願経四分律古点・十輪經元慶点など)、中期以降にも見られるがそれは一般的ではないので(例えは群書治要建長点では唯一例のみである)、初期訓法残存の消極的證拠となるものとして挙げておく。意味は初期訓法と同じく詠歎の意である。

「メリ」

○初宋芮司徒・生(リ)女子(を)一赤(シ)而(テ)毛(ケ)ケツ(ク)ナリ。棄(ツ)ニ

「諸」堤(ツ)下一(モト)(卷十八)

右の「ケブクメリ」は、或いは「ケブクム」(毛・麩
 麩「名義抄」)に完了の「リ」の付いた語とも考えら
 れるが、右傍訓に「ケブク(上・上濁・上)」に「ナ
 リ」の付いた語が見え、その別訓として挙げられてお
 り、かつ「ケブク」のアクセントは連体形であるから
 「ナリ」は断定で、「ケブク」は四段動詞の連体形と
 なる。すれば、左傍別訓は「ケブク」の終止形に「メ
 リ」のついた語とも考えられる。意味は「……と見え
 る」の意で「メリ」の原義に近い。もし右が「メリ」
 であるとすれば、訓点には一般に「メリ」が用いられ
 ない(遊仙窟など特殊な例が知られるのみ)実情に徴
 して、平安初期訓法が残ったものとなろう。さすれば
 天長九年の「メリ」の例として、かの方葉集の「勝ち
 めり」に次ぐ古例となる。(遊仙窟などの訓は或いは
 右のような古訓が伝えられたものであろうか)

(ロ) 平安中期以降に活用形の変ったもの。

「マセ」(「マシ」の未然形)

○ 曰・若アラマシカハ左コニコレニ此サラン・吾不コニカト云及レ此夫(上
オイテセマシカハ)

○ 子曰・盡ニ心力ヲ以テ事フ君ニ。合ニ藥物ト。

可カラマシト云「也」(上欄)ステマセハナラン (卷二十四)

助動詞「まし」の未然形「ませ」は上代文献に見え
 る語で、平安時代には、三代集などに歌語として見
 えるのみで(平安朝文法史)、散文では新形の「ま
 しか」が用いられたことは周知のことである。訓點
 においても、平安中期以降は「ましか」のみである。

二(は)「者」小象に圍カ透セラレタンベラマシカハ
 「イ」たまはマシカハ、佛徳は尊(から)未シ

法華義疏長保點)

我、若(し)解レラマシカハ「者」、便(ち)「應」
 先の「之」小を棄(て)て後の「之」大ヲハ待マタマ
 シ(同右)

然るに、平安初期訓點に限って「マセ」が屢々用いられていることは大坪博士の指摘された通である（「訓點語の研究」一三八ページ以下・加元年代明白な点本によれば嘉祥一天安の頃まで「マセ」を用いて「マシカ」は用いてないとされる）。さすれば、春秋經傳集解中本文「マシカハ」に対して、上擲に「古説アラマセハ」「ステマセハ・ヲカマセハ或説」と示した別訓は平安初期の訓法を、残存したものと見られる。「古説」「或説」はその意味の注記と考えられる。

(い) 平安中期以降に比べて用法の広いもの。

「ヤ」

。劉子・謂ニ^テ裴弘ニ^ニ曰甘氏・又住^{イヌ}「矣」(卷二十
五)

。美悪^ハ周^{メクラテ}必復^ル。王悪^ウ周^{メクラテ}「矣」(卷二十二)

。王・使問焉^ニ・曰女^{メニ}ト^{ナリキヤ}来^{ナリ}吉^{ナリ}「乎」。對曰吉^{ナリ}

(卷二十一)

。堂^ニ顧^リ己^カ得^レ無^ク・亦有^ル「文也」(卷十
六)

。公曰^{トモ}・不^ス為^ラ崔子^ニ・其無^ク冠^ル乎^ヤ(卷二
十二)

。其^レ可^ハ以^テ稱^ル旌^ノ繁^ク乎^ヤ(卷三十)

助詞「ヤ」が右の如く感動を表す尙投助詞として用いられ、又、疑問および已然形について反語を表す終助詞として広く用いられている。このような用法は平安初期の特徴であって、中期以降は「チャ」(「況」の結)「ムヤ」の形に固定するか、「カ」に代置されるかなど用法が狭くなる(築島博士「漢文訓読語に於ける係助詞に就いて」(語文研究一〇))。さすれば春秋經傳集解の右の訓法は平安初期訓を伝えたものと考えられる。特に「已然形十ヤ」の形は上代の和歌・三代集などの歌語として見えるのみで、訓読語には平安中期以後は殆ど見ないものである。

「サヘニ」

。與トヲサヘニ 其五大夫。以テ卑楚トクフの師ニ千三戸ニ（卷二十九）

二十九

。夜ル獲キ之。及レ・藥ヲ共ニ舛ヲ（卷三）

「サヘニ」は「マデニ」と同類の語で、中期以降も

「サヘ」「マデ」と並んでまま用いられる。しかしそ

れらは体言又は連体形に直接する用法であって、右の

ごとく、格助詞や他助詞と重ね用いる用法は初期の特

徴であるらしい。

入ル息還り出（つる）マテにも保（つ）不マじ（成実

論天長点）

瓔珞と「及」天の曼陀羅華の積りて暗干サハに至（る）

マテにとを雨レリ（西大寺本金光明最勝王經古

点）

万葉集には「サヘニ」が主語に用いられた例がある。

昼は咲き夜は恋ひぬるねぶの花 君のみ見めや

和気佐倍ル見よ（万ハ・一四六一）（類例「スラ

ニ」もあり。卷三・三九。）

右の例から「に」は、格表示の助詞ではなく、古い向
投助詞的なものであり、上代から平安初期にかけてこ
の古用法を残したものと考えられる。平安初期訓点で
格助詞と重なった例はその現れであろう。

2. 助字の訓法

漢文の助詞の訓法にも、平安初期と中期以降とに相
違するものが見られ、その二・三については報告され
ている。ここではそれらについて述べる。

「及ト」

。「於」是ニ・苜ノ務ヲ叟ヲ・菴ノ胡ヲ・及ト公子ノ滅ヲ明ヲ・以ニ

大庾ヲ・與ト・常ノ儀ノ靡ノ奔ノ齊ニ（卷二十）

。「及」字が「ヲヨビ」と訓まれるのは平安中期以降
の訓法であって、初期には並立助詞の「ト」の訓が用
いられたこと、及び「ト」の訓は中期以降は初期訓法
を伝存する古泉派の訓にのみ見られるもので、かの

「イ」と類似の語であることは既に論じた（拙稿「及字の訓読」言語と文芸十五号）。さすれば右に「ヲヨビ」の別訓として示した「ト」は平安初期訓法の残存の一と見られるものである。

「者ヒト」

○子解曰・逐ヲ我ヲ者ヒト出ヌ（卷十八）

○案アツルに傳を會セル者モノ者ヒト十四國ナリ（卷十八）

「者」を「ヒト」と訓ずる例は十数例ある。「者」字が「人」の意の場合に平安初期には「ヒト」と訓んで、事物の意の「モノ」と区別していたのが、中期以後は「モノ」と訓まれることは、内前正彦氏の説かれる通である（「漢文訓読史上の一問題——「ヒト」より「モノ」へ」訓点語と訓点資料十一輯、昭四・三月）。さすれば、右の「ヒト」の訓も亦初期訓法を、残存している例と見られる。

「再読字の単読」

○將に存セントして吾宗か必召ヨビ文を（卷二十一）

○是シ宜ル為ル君ヲ有ル恤ヲ民之心を（卷三）

再読字の二度訓み、が平安初期にはなく、中期以後に生じたこと、及び中期以後には「宜シ」のような辞の訓は見られないことは以前報告した（拙稿「漢文訓読史上の一問題——再読字の成立について——」國語学16、昭二・三月）。従って右の訓法は初期訓法に違反しない。「將に……セントナラバ」の訓に「古説」とあるのはその傍証となる。

3. 副詞の呼応

陳述副詞などの結びの呼応形も、初期と中期以降とで異なるものがある。しかして春秋經傳集解の中には平安初期の訓法を示すものがある。

「豈」

。我^ハ楚^ノ國^ニ之^ヲ為^ス。豈^ニ為^シ一^ノ人^ニ行^ク也^{（卷十八）}

。子^ノ産^曰。豈^ニ為^シ我^ノ徒^{（卷十九）}

。豈^テ敢^テ度^ニ。其^ノ私^ニ訪^ニ衛^ノ國^ノ之^ノ難^{（卷二十九）}

。豈^以て為^シ礼^ヲ畏^リ大^ノ國^ニ也^{（卷二十九）}

「豈」は後世は殆ど反語表現にし、「ムヤ」で呼応する訓法に固定している。平安初期にも「豈ームヤ」の例もあるが、平安初期に限って他に、

豈^ニ止^ム區^々たる梵^ノ衆^獨。恩^ノ榮^ヲ付^ヒ。春^ノ虫^々たる迷^一生[、]方^に塵^累を起^{ユル}のみに（あ）れや
なれ（や）「而已」（大唐三蔵玄奘法師表啓古点）

の如く「已然形+ヤ」の形で反語とし、又
豈^ニ若^シ龍^ノ宮^ノの秘^旨就^寫一^ノ嶺^ノの嶽^シ（き）
詞^ノ群^一迷^を「於」沙^ノ界^に導^ヒぎ。交^一喪^を

於「塵一劫に庇サムには（同右）

の如く、直ちに意を取って否定とし（反語と同意）て用いる等がある。この二用法は上代文献にも、

価なき宝といふとも一坏の濁れる酒に豈^ニ益^ム目^ハ

（万葉三・三四五）

夏^ニむしのひむしの衣^ニ重^キてかくみやだりは阿^ヲ瑁^{（阿瑁）}

豫^ヲ区^望阿^羅漢^{（仁徳紀）}

とあるそれに通ずる。初期訓法は、中期以降の固定した「ームヤ」一式に比べて広い用法を持っていたのである。春秋経傳集解の「豈ーナレヤ」の訓は右の初期特有の訓法に合うもので、中期以後は見ない訓であるから、その残存と見られる。

「蓋」

。牛^一馬^ノ風^逸。蓋[・]末^ノ界^レ之^ノ微^一事^{（卷五）}

。蓋^シ傷^{（イタシテ）}時^ノ王^ノ之^ノ政^{（卷一）}

。蓋^シ斂^{（シテ）}人^{（を）}而^{（用）}祭^{（に）}也^{（卷六）}

。蓋取カケルルルシシ 此、宮甲ミヤカ「也」(卷八)

右の「蓋」は疑辭の用法であるが、第一例左傍訓の

「ナリ」の如く平叙するのが一般で、

舊一經の「文」来(れ)ルルニニトトを尋タズヌルルに年一トシ代蓋

シススシシ(十輪經三元度点)

蓋(し)是(れ)通じて、一切の信受するを動(む)る

なり(法華義疏長保点)

神呪心經者斯ハレ蓋シシ三際種智之格言キヤクゴ、十地證真之

極趣キョクシュなり「也」(不空羼索神呪心經覽德点)

しかるに万葉集の用法を見るに、「氣太之采なかず、

知良之底牟可母(卷十八・四〇四三)(その他、四二

二〇・四二七・七七七・一七三一・三八六八)の如

く「むかも」で応じて疑問とするか、「蓋カシや鳴ナぎし(

卷二・一一二)」「若カシ君ミコかと(卷十一・二六五三)」「

の如く疑問の助詞で応ずるか、「氣太之麻マ可良婆カラバ(卷

十五・三七二五)」「蓋カシ雖イダモ有アル(卷三・四〇二)」「の如く

仮定條件句で応ずるかであるから、春秋經傳集解の用

法はこれらに通じており、従って「ナラシ」「ケラシ」

で応ずるのは古形を残したものと考えられる。

。諺コトワザニ曰イハレ・叢サヤ爾ノ國トイヘトモ而ナレトモ・三世執其政柄トシト云ノカヒ(

卷二十一)

。曰イハレ・葬ムス鮮ル者ヲ自ヨリ曲マ門ノ(卷二十一)

。曰イハレ・母ハ或アルニト如ナルニト・東門ト遂ス不ス聽ス公命ヲ殺ス

適タカ立タ上レ度ヲ(卷十七)

。公若必曰イハマク誰カ「之」劍ツトイハシ「也」吾稱テ子以告テ(卷

二十八)

「曰」の結びを本書では必ず「トイフヘイヒキ・イハ

ン」で結んで呼応がよく保たれている。この呼応は

平安初期にはよく保たれていたことは春日博士(西大

寺本金光明最勝王經古点の國語学的研究二九八ペ)・

大坪博士(小川本願經四分律古点)の明らかにされた

所である。後世は一般には「と」のみか全く呼応のない訓法が多くなって来る。例えば不空羂索神呪心経寛徳点では(左の四例のみ)。

謂ハク……悉ク消除することを得むと。

告(け)て言(は)ク……疾ク除滅することを得令

(め)む。

仏に白(し)て言(は)ク……疾ク除滅することを得

令(め)タマフト。

讚(し)て言(は)ク……利益安樂を得令(め)むと

欲(へ)り。

の如くである。但し中期以降にも「トイフ」等で結んだ例もあるから積極的な証とはなし難いが、この資料では一様に「トイフ」等の結びをもつこと、及びその訓に「或古説」「古説」などの注記があることから平安初期訓法残存の一例と見られる。

4. 傍訓

傍訓の中から、平安初期訓詠語を指摘することは方

法的に難しいが、(イ)敬語の「マス」、(ロ)活用語の古活用、(ハ)打消字の特殊な訓はその例かと考える。

(イ) 敬語「マス」

○寡君・在「ヌ」(巻十八)

○聖人在アルトキハ上マシキに無ハク電マシキ(巻三十一)

「マス」は奈良時代の用法と同じく四段活用である。

この語は平安初期には用いられた(東大寺諷誦文)が、平安時代の和文では和歌など特殊な場合に限られ、「オハス・オハシマス・オハサウズ」が之に代った。訓詠語としては平安初期の資料に稀に見えるのみである。

(大坪博士「訓点語の研究」二八七頁) さすれば右の例で「アリ」の別訓「マス」は初期訓詠語と見られる。

(ロ) 活用語の古活用

「オンル(上二段)」

○畏ソム陰ニハ(巻七)

○不^{ヤルナリ}畏^リ「干」天^ニ (卷九)

○何^{ナニカ}懼^ヒ (卷十七)

○畏^{オヤツテ}其衆^ヲ (卷十六)

○言^{コト}可^ク畏^ル「也」 (卷十八)

「オソル」はすべて上二段の例である。この語は訓點

でも後世四段活用(「恐ヲソラは」不空羼索神呪心經

窮徳点)、下二段活用(「不怖」法華經玄贊保安点)

が現れ、上二段形と混在するが、平安初期では上二段

が主であつたらしい。(西大寺本金光明最勝王經古点

の国語学的研究一六六) 本書が上二段形のみであ

るのは初期訓法を忠実に残したものではなからうか。

「カマミスク(ク活用)」

○聞^ク「之」聒^{カマミスク}「而」 (卷十八)

○蹏^{カマヒスキコト} (卷二十)

右二例共にク活用形であるのは、同じく古形を残存し

たものであろうか。

(い) 打消字の特殊訓

「無為アチキナシ」

○無^{ナシ}為^フ (卷二十一)

○無^{ナシ}入^ル (上欄) 無^{ナシ}為^フ入^ル (卷三十)

「否の訓」

○吾^レ得^ル見^ル與^ト否^ク (卷十九)

○或^ハ欲^ム或^ハ否^ク (卷二十九)

○用^フ我^ニ今^ニ日^ニ否^ク 亦^モ今^ニ日^ニ (卷十三)

右のような意識的な訓法も亦、後世一般には見られな

いものである。

(二) 或古説・古説・或説等の注記された訓

上述の平安初期特有語の中には、明らかに「殺」

「古説ユサ(タニモアラン)」「古説アラマセハ」「ヲカ

マセハ或説」「曰クニト云リ或古説」「曰クヨリス

ト云キト云古説」など注記したものがあつた。右は説

添語であるが、傍訓(および右以外の説添語)につい

ても同様な注記のものがある。

(i) 一布セツ (卷二十五)

トタヒニシク古説

。甚シホキナキ一アリ口シム (卷二十五)

(ii) 既ニ立テル (卷二十一)

タルトキニ古説

。過スキテ (上上或古説スキタリト云)

。是コレ不シカヘテ歸カヘテ也 (卷二十五)

ココロハ古説 スナム古説

。下タム臣ムシロハ弗ツミスルナリ堪ツミナラズ無ヤ乃也辰上 (上上桐ツミセラレナン古説) (卷二十一)

。飛テ (上上桐 トヒツ、カツ、ユキツ、古説)

卷二十一

。縦タトヒ為セ (卷二十一)

セントキニシテハ古説

(iii) 軍イクタケ (上上桐 軍ツツ或古説) (卷十二)

。蔽カフサハ (上上桐 ヲフサハ、ヲホハ、ヤフラハ或古説) (卷十八)

(i) は他の訓が字音語であるのに対して注記訓は和訓の例、(ii) は他訓に対して注記訓に読添語が多い例、(iii) は他の訓に対して、或古説の方が一般的でない訓の例である。平安初期と中期以降との「傍訓語」を比較すると、

(i) 和訓が字音語に読まれる。

(ii) 読添語が、中期以降になくなるか限られてくる。

(iii) 特殊な訓が一般的な訓(例えば辞書収載訓)に変えられる。

の三點が挙げられる(拙稿「漢文訓読史研究の一試論」)。さすれば、右述の注記の訓の中にも平安初期訓読語が存すると考えられるのである。

(注) 「サヘダニ」の複合形は和文では土佐日記に

「いのりくるかさまともふを、あやなくも、かもめさへだになみと見ゆらん」とある。

(注々) 静嘉堂文庫蔵毛詩永正点に「吠エ快ムルこと
無クモカ」が一例ある(築島裕「平安時代の漢文
訓読語につきての研究」が、恐らく平安初期訓読
が残存したものであろう。

(注々) 春秋経傳集解以外にも経書では平安初期訓読
が存したであろうことは別に論じたい。一例を挙
げると、神宮文庫本古文尚書にも本文中に「古説」
なる注記が存して、平安初期訓と見られる古訓を
伝えている。

(注々) 「助動詞の研究」では「此のかもは感嘆と見
られないこともない」とするが、意味・用法上、
「か」は疑問の係助詞とすべきである。

(注々) 中期以後も博士家点に次の二例が管見に入っ
た。

豈有^ニ耳^ノ如^ニ壁^ノ (白氏文集三・天永点)

詞誠^ニ雖^モ舊^リ豈^ニ以^テ捨^ル「諸」(世俗諺文序古

点)

これらも恐らく平安初期訓法の残存と関係があろ
う。

四 平安初期訓讀語の消滅 の一過程

前節に掲げた如き平安初期漢籍の訓讀語が、後世に
消滅する一過程を、書陵部蔵群書治要所収本との比較
によって、最後に、本節で考える。群書治要四十七卷
の内、卷五・卷六の二軸は、春秋経傳集解からの抜萃
であって、その訓法は、

(卷五典書) 建長六年十一月六日、蒙酒掃少尹尊閣
敕命、加恩點了。前參河守清原(花
押「教隆」)

とある如く、清原教隆の工夫によるものである。(武
内義雄博士「群書治要と清原教隆」文化十ノ十一)

この群書治要所収本と同箇所の訓法を既述の金沢文

庫本春秋經傳集解と比較すると處々に相違が存する。

いる、(4)傍訓の変更、となる。(紙数の都合で詳細は

その相違を分類整理すると、(1)金沢文庫本には読添えられた語が、群書治要所収本の同箇所に用いられない。

別稿を期したい)(用例下の数字は群書治要の巻数と行数を示す)

(2)助字の訓が変更している、(3)副詞の呼応が変更して

1. 金沢文庫本には読添えられた語が、群書治要本の同箇所に用いられないもの。

(金澤本)

(群書治要本)

「イ」 晉スラ・藥書・救レ鄭を與ニ楚の師遇ニ「於」統角に

晉スラ・藥書・救レ鄭を與ニ楚の師遇ニ「於」統角に (五170)

「ラム」 欲ハス下トモ違ニ其の心を……降ヤ之之訓上

欲ハス下トモ違ニ其の心を……降ヤ之之訓上 (六42)

「ヤ」 寧シテ・僭シテ無シ濫スル事ト

寧シテ・僭シテ無シ濫スル事ト (五381)

「マデニ」 所ヲ以テ封ル汝ニ「也」

所ヲ以テ封ル汝ニ「也」 (六53)

類例は、助詞では金沢文庫本にあった「スラ(1) 例数以下同)」「ダモ(2)」「ハ(24)」「モ(3)」「ヲバ(4)」「ニハ(3)」「ゾ(6)」が、助動詞では「ヌ(19)」「タリ(17)」「ソ(12)」「リ(50)」「ム(36)」「ベキ(2)」が、形式名詞・形式動詞では「コト(24)」「ス(9)」「アリ(7)」「ナリ(20)」「イフ(8)」が群書治要では消えている。「イ」「ラム」「ヤ」「マデニ」はこれらの傾向の一として消滅したものと見られる。

2. 助字の訓の変更

「者ヒト↓モノ」 有ニ驚キ踊ル者一

有ニ驚キ踊ル者一の (六38)

「將」 將ニ唯命是從ト

將ニ唯命是從ト (六202)

助字訓の変更例は他に「以コレヲモテ↓モテ」「以為モテ、ナス↓オモヘラク……オモヘリ」「欲マクホス↓ムトホス」「為ス↓ナス、タリ」がある。

3. 副詞の呼応語の変更

「豈」レヤ↓ムヤ(3) 夫豈無レ僻王一

夫豈無レ僻王一 (五177)

「曰」トイフ↓。(63) 申公巫臣曰・師人・多ク寒一

申一公巫一臣曰一師人一多ク寒一 (五113)

(但し「曰」の結びは右の六十三例の他に、群書治要で「ト」と結ぶ例二例、「トイフ」で結ぶ例九例あり)

4. 傍訓の変更

「オソリ(上二段)↓オソレ(下二段)」

為ス善ヲ者一其懼ル「矣」

為ス善ヲ者一其懼ル「矣」 (五198)

蓋ニ釋シ楚ヲ以テ為ス外懼一乎

蓋ニ釋シ楚ヲ以テ為ス外懼一乎 (五218)

(但し、「オンリ」の例も群書治要に見える)

「和訓↓字音」(85例)

徳行直トクギョウジキ 「則」天下順ト云リ「也」

徳一行直トクトキキ 「則」天下・順ト云リ「也」(534)

民イケルニの生ムルニ 在ムルニ勤ムルニ

民スルニの生ムルニ 在ムルニ勤ムルニ (582)

「特殊な和訓↓一般的な和訓」(45例)

疾シキミ ↓ 疾ヤマト (535)

郷カガキ ↓ 郷サト (539)

今イマ ↓ 今イマヨリ (545)

或オシラハ ↓ 或アルイハ (510)

右例群で明かな如く、平安初期訓讀語として前節において金沢文庫本から指摘した語は、殆ど一様に、群書治要では消滅している。群書治要の訓法は当時の博士家訓法の特徴を担っている。さすれば教隆が讀改の際に古い右の訓法は採用しなかったと見られる。それが、漢籍の平安初期訓讀語が一般に知られることなく、今日に至った一因と考えられるのである。

(付記) 本年五月から十月までの長期間にわたり、貴重な金沢又潭本春秋経傳集解三十軸の調査の許可を賜った書陵部、およびお世話頂いた山岸徳平先生、並びに御教示を得た鎌田正先生・築島裕氏に厚くお礼申上げる。(昭和三十

七年十一月十六日)